

保護者 様

熊本県立球磨工業高等学校長

感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、右の証明書を主治医に記入していただき、生徒が回復し登校する際、担任へ提出してください。

記

【学校において予防すべき感染症と出席停止期間】

	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	(発症日は0日)発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	

主治医 様

お手数お掛けしますが、下記の証明書の記入をよろしくお願いいたします。

出席停止証明書

熊本県立球磨工業高等学校

年 科 号

生徒氏名

1 診断名

2 出席停止を要する(要した)期間

令和 年 月 日 曜 から

令和 年 月 日 曜 まで ()日間

3 その他の指示事項

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印